

JAEA大洗北（炉）保安規定 指摘・コメント表

※朱書きが実質的な追加要求事項

第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	コメント
<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 4. 品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル（一次文書） 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。） (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p>
<p>また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	
<p>2 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	
第2号 品質マネジメントシステム	
<p>1 以下を踏まえて定められていること。 ・設置許可 ・品質管理基準規則及び解釈</p>	
<p>2 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、<u>安全文化の育成及び維持の体制</u>や手順書等の位置付けを含めて、<u>試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 [略] (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの適用の程度についてグレード分けを行う。 a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響 [略]</p>
<p>また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、 ・その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること ・定められた内容が、合理的に実現可能なものであること</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 5.経営者等の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て</p>

3	<p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p>
	<p>この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	
4	<p>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	
5	<p>内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	
<p><b>第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</b></p>		
	<p>試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	
<p><b>第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</b></p>		
1	<p>試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p>	
2	<p>試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。</u>）について適切に定められていること。</p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務）</p> <p>第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>（意見の尊重等）</p> <p>第6条の3 [略]</p> <p>2 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者は、前条第2号の指示に従う。</p>
	<p>また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	
3	<p>特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	
<p><b>第5号 保安教育</b></p>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	
2	<p>保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	
3	<p>従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
4	<p>従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	
5	<p>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	

第6号イ～ハ 試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	
1	試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。
2	試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。
3	運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
4	試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。 (1) 運転上の遵守事項に関すること。 (2) 運転計画及び運転許可に関すること。 (3) 起動前及び停止後の措置に関すること。 (4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。 (5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。
5	臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。 ・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。
6	地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。
	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第25条 所長は、別表第3に定める非常事態に備え、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 現地対策本部組織及び要員の確保 (2) 必要な通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図、図面等の準備及び整備 (3) 大洗研究所内外及び関係機関との通報連絡系統の確立 (4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備 (5) 医療機関の確保</p> <p>◆第25条の事前の措置に基づき、「事故対策規則」(二次文書)を定め、火災等の発生時に講ずべき措置を規定している。</p> <p>・各施設編で作成している手引において、火災等発生時の措置を規定している。</p> <p>例：第6編HTTRの管理 (手引の作成)</p> <p>第4条 高温工学試験研究炉部長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたHTTR運転手引(以下この編において「運転手引」という。)を作成する。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項 (2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 <b>(4) 異常時の措置に関する事項</b> (5) 燃料棒及び燃料体の管理及び燃料体の交換に関する事項</p> <p>2～3 [略]</p>
第6号ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査	
	試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。

第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	
1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。
2	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
3	管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
4	管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
5	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
6	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。
7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。
9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。
10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

第8号 排気監視設備及び排水監視設備	
1	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。
	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>第4条（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）、第5条（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）、別表第6（液体廃棄物の放出管理目標値）及び別表第7（気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排水中の放射性物質の測定頻度（排出の都度）を規定している。</p> <p>第6条（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）及び第7条（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）、別表第7（気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）及び別表第8（気体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより監視すること及び測定頻度（排気設備運転中連続）を規定している。</p> <p>各施設編の別表（放射線測定機器及び測定箇所、放射線測定機器の警報装置の作動条件）において「測定目的※」、「測定線種」、「指示範囲」及び「警報の作動条件」を記載している。</p> <p>※測定目的の記載：「排気中の放射性ガス濃度の連続監視」など</p>
2	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。
第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	
1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。
2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3	試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・第2編第21条の2（測定に異常を認めた場合の措置）において、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずることを規定している。また、第2編別表第8において汚染除去に係る表面密度の基準を規定している。</p>
4	管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。
5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。
6	核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
7	原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。
8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9	<p>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>Q:測定時及び廃棄物の仕掛品以外での汚染拡大防止のための措置はどのように考えているか。 第2編 (測定に異常を認めた場合の措置) 第21条 放射線管理第2課長は、前条の管理区域の測定又は第21条の2第3項の汚染状況の調査において、新たに立入制限区域又は第4条第1項第4号に定める異常を、若しくは別表第8に掲げる値を超える異常を認めたときは、管理区域管理者に通知する。 <b>2 課長は、第19条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、管理区域管理者及び放射線管理第2課長に通知する。</b> 3～5 [略]  ・第2編別表第3に定める立入制限区域の基準を超えた場合は、第2編第5条に基づく立入制限区域を設定し、第2編第12条に基づき立入制限区域に立ち入る者を制限する措置を講じる。</p>
<p><b>第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</b></p>		
1	<p>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、<u>所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 第2編第20条（線量当量率等の測定）及び別表第7（管理区域における線量当量率等の測定）において、線量当量率等の測定項目等を規定している。  各施設編の別表（放射線測定機器及び測定箇所）において「測定目的※」、「測定線種」及び「指示範囲」を規定している。 ※測定目的の記載：「管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視」など  第3編第4条（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）、第5条（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）、別表第6（液体廃棄物の放出管理目標値）及び別表第7（気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排水中の放射性物質の測定頻度（排出の都度）を規定している。  第3編第6条（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）及び第7条（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）、別表第7（気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）及び別表第8（気体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより監視すること及び測定頻度（排気設備運転中連続）を規定している。</p>
2	<p>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p><b>11号 放射線利用に係る保安</b></p>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	
<p><b>第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</b></p>		
1	<p>事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しないようにする措置</u>その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 例：第6編HTTRの管理 (燃料体の貯蔵) 第44条 HTTR技術課長は、<b>燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</b> 2 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。 3 HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。  <b>※臨界に達しないようにする措置が読めるよう補正を検討する。</b></p>
2	<p>新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。<b>なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</b></p>	

第13号 放射性廃棄物の廃棄	
1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。
3	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5	放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。
7	ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。

Q:どこに記載されているか。  
 第3編 第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理  
 （放射性廃棄物の引渡し前の措置）第11条  
 （廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置）第11条の2  
 （放射性廃棄物の引取りの依頼等）第14条  
 （廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等）第14条の2  
 ※固型化等の処理については第11条第2項第4号に定めています。  
 (4) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき370キロベクレル以上）又はα放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固型等の措置を講ずること。

Q:大洗管理事業へ排出する場合、事業所外廃棄としているか。  
 ・事業所外廃棄としている。  
 ・第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理

Q:下線部はどこに記載されているか。  
 第3編  
 （液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）  
 第5条 液体廃棄物の管理者は、原子炉施設の廃液貯槽から一般排水溝【放出箇所】により液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。  
 2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7【頻度】に掲げるところにより測定し、その濃度が第4条に規定する濃度を超えないこと、及び放出量が別表第6【測定項目】に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。【管理方法】  
 3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長、液体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。  
 4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長、液体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。

Q:下線部はどこに記載されているか。  
 第3編  
 （気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）  
 第7条 放射線管理第2課長は、原子炉施設の排気設備【放出箇所】から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を、別表第7【頻度】に掲げるところにより測定する。  
 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設（放出管理目標値の定められているものに限る。）から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、別表第8に掲げる気体廃棄物の種類【測定項目】ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出【管理方法】し、その結果を3月ごとに環境監視線量計測課長、気体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。

Q:どこに記載されているか。  
 第2編 放射線管理  
 （周辺監視区域内外における線量率等の測定）第32条  
 （環境監視に係る措置）第34条  
 ※許可に環境モニタリングの記載があることから補正を検討する。

第14号 非常の場合に講ずべき処置	
1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。
2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。
4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること
8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。
9	防災訓練の実施頻度について定められていること。

第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置	
1	許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。
	<p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置（事前措置）第25条</li> <li>（通報及び応急措置）第26条</li> <li>（現地対策本部の設置）第27条</li> <li>（理事長及び関係機関への通報）第28条</li> <li>（非常事態における活動）第29条</li> <li>・施設編の例（第6編 HTTRの管理）（要員の配置）第97条</li> <li>第5章 異常時の措置（第51条～第66条）</li> </ul>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> <li>・R2.6.3付けで許可を受けたHTTRに関する事項は、別途申請中のHTTR新規規制基準対応の保安規定申請の補正の準備を進めており、その中で対応する。</li> </ul>
	<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> <li>・R2.6.3付けで許可を受けたHTTRに関する事項は、別途申請中のHTTR新規規制基準対応の保安規定申請の補正の準備を進めており、その中で対応する。</li> </ul>
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> <li>・R2.6.3付けで許可を受けたHTTRに関する事項は、別途申請中のHTTR新規規制基準対応の保安規定申請の補正の準備を進めており、その中で対応する。</li> </ul>
	<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> <li>・R2.6.3付けで許可を受けたHTTRに関する事項は、別途申請中のHTTR新規規制基準対応の保安規定申請の補正の準備を進めており、その中で対応する。</li> </ul>
第16号 記録及び報告	
1	試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。
2	試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。
3	事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。
4	特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。
5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。
	<p>Q:該当なしか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次文書として「事故対策規則」、三次文書として「通報連絡基準」を定めており、事故故障等の事象に準ずる重大な事象に対する通報を規定している。</li> </ul>
第17号 試験研究用等原子炉施設の施設管理	
1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。
2	試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。

3	<p>運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	
4	<p>試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p>	
5	<p>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	
<b>18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</b>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。</p>	
2	<p>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	
<b>第19号 技術情報の共有</b>		
1	<p>メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・第3章 品質マネジメント計画</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><b>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</b></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1項参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3項及び8.2.4項参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3項及び8.2.4項参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4項参照)</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>

<b>第20号 不適合発生時の情報の公開</b>		
1	試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	
2	情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。	
<b>第21号 その他必要な事項</b>		
1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	
2	保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	

JAEA大洗南（炉）保安規定 指摘・コメント表（常陽、共通）

※朱書きが実質的な追加要求事項

第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	コメント
<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル（一次文書） 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。） (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p>
<p>また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	
<p>2 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	
第2号 品質マネジメントシステム	
<p>1 以下を踏まえて定められていること。 ・設置許可 ・品質管理基準規則及び解釈</p>	
<p>2 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。</p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 [略] (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響 [略]</p>
<p>また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、 ・その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること ・定められた内容が、合理的に実現可能なものであること</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 5.経営者等の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て</p>

3	<p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第4のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p>
	<p>この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	
4	<p>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	
5	<p>内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	
<b>第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</b>		
	<p>試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	
<b>第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</b>		
1	<p>試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p>	
2	<p>試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。</u>）について適切に定められていること。</p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 （原子炉主任技術者の職務） 第7条 常陽原子炉主任技術者は、「常陽」の運転に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3)～(11) [略] （意見の尊重等） 第8条 [略] 3 「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者は、第7条第2号の指示に従う。</p>
	<p>また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	
3	<p>特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	
<b>第5号 保安教育</b>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 （保安教育等） 第20条 所長は、別表第4に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、常陽原子炉主任技術者及びDCA廃止措置主任者の同意を得る。 2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。 《以下省略》</p>
2	<p>保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。 (6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	
3	<p>従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
4	<p>従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	

5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
---	--	--

第6号イ～ハ 試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	
1	試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。
2	試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。
3	運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
4	試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。 (1) 運転上の遵守事項に関すること。 (2) 運転計画及び運転許可に関すること。 (3) 起動前及び停止後の措置に関すること。 (4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。 (5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。
5	臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。 ・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。
6	地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

Q:どこに記載されているか。  
第3章 品質マネジメント計画  
7. 業務の計画及び実施  
7.1 業務の計画  
(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第3のとおり策定する。  
(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。  
[以下略]

※上記に基づき、原子炉の運転管理に係る要領類を定めている。

Q:下線部はどこに記載されているか。  
第5章 非常の場合に採るべき措置  
（事前措置）  
第22条 所長は、別表第2に定める非常事態に備え、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じる。  
(1) 現地対策本部組織及び要員の確保  
(2) 必要な通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図、図面等の準備及び整備  
(3) 大洗研究所（南地区）内外及び関係機関との通報連絡系統の確立  
(4) 大洗研究所（南地区）周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備  
(5) 医療機関の確保

※第22条の事前の措置に基づき、「事故対策規則」（二次文書）を定め、火災等の発生時に講ずべき措置を規定している。

第3章 品質マネジメント計画  
7. 業務の計画及び実施  
7.1 業務の計画  
(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第3【資料訂正】のとおり策定する。  
(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。  
[以下略]

※上記に基づき、火災等の発生時に講ずべき措置に係る要領類を定めている。

<b>第6号ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</b>	
	試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。
<b>第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</b>	
1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、 <b>管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</b>
2	<b>管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</b>
3	<b>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</b>
4	<b>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</b>
5	<p><b>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</b></p> <p>Q:どこに記載されているか。  (管理区域の出入り管理)  第48条 2～4 [略]  5 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。  (1) 出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。  (2) 個人線量計を別表第11(1)及び(2)に従い着用すること。  (3) 指定された保護具を着用すること。  (4) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。  6 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第1課長に通知する。  9～13 [略]</p> <p>※保安規定上は、汚染検査を行い異常発見された場合としている。具体的な基準は、二次文書(大洗研究所(南地区)放射線安全取扱要領)において、管理区域から退出する場合の表面密度の基準を定めている。</p>
6	<b>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</b>
7	<p><b>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</b></p> <p>Q:下線部はどこに記載されているか。  (周辺監視区域内運搬) 第73条 [略]  3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第1課長の確認を得る。  (1) 運搬物の表面密度が、別表第22に定める値を超えないこと。  (2) 運搬物及び車両に係る線量率が、別表第23に定める値を超えないこと。</p> <p>(周辺監視区域外運搬) 第74条 [略]  2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器(以下「輸送物」という。)を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。  3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第22及び別表第24に定める値を超えないことを確認する。</p>
8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること
9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。
10	<b>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</b>

第8号 排気監視設備及び排水監視設備		
1	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>第77条（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）及び別表第26（一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排水中の放射性物質の測定頻度（排水する場合）を規定している。</p> <p>第78条（気体状放射性廃棄物の廃棄）及び別表第27（気体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値、排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより連続的に測定することを規定している。</p> <p>別表第20（「常陽」放射線管理用機器）及び別表第29（警報装置の動作設定値）において、「測定項目※」、「測定線種」、「指示範囲」及び「警報設定値」を記載している。</p> <p>※測定項目の記載：「排気口における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。」など</p>
2	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第9号 線量、線量当量、汚染の除去等		
1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	
2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	
3	試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・第58条（測定により異常を認めた場合の措置）において、表面汚染が確認された場合は立入制限、原因の調査、原因の除去等の措置を講じることを規定している。 また、二次文書（大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領）において管理区域基準値を超えた場合の除染等の処置を規定している。</p>
4	管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	
5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	
6	核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	
7	原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>Q:該当なしか</p> <p>・「常陽」は想定していないため、DCAは認可申請をしていないため規定しない。</p>
8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>Q:該当なしか</p> <p>・「常陽」については該当なし。（DCA編に記載）</p>

9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	Q:測定時及び廃棄物の仕掛品以外での汚染拡大防止のための措置はどのように考えているか。 ・二次文書（大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領）において管理区域基準値を超えた場合の除染等の処置を規定している。 ・別表第10に定める立入制限区域の設定基準を超えた場合は、第42条に基づく立入制限区域を設定し、第49条に基づき立入制限区域に立ち入る者を制限する措置を講じる。
---	-----------------------------------	---

第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法		
1	放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>第57条（線量率等の測定）及び別表第13（管理区域における線量率等の測定）において、線量当量率等の測定項目等を規定している。</p> <p>別表第20（「常陽」放射線管理用機器）において「測定項目※」、「測定線種」及び「指示範囲」を記載している。</p> <p>※測定項目の記載：「管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。」など</p> <p>第77条（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）及び別表第26（一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排水中の放射性物質の測定頻度（排水する場合）を規定している。</p> <p>第78条（気体状放射性廃棄物の廃棄）及び別表第27（気体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値、排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより連続的に測定することを規定している。</p>
2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第11号 放射線利用に係る保安		
1	試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。	
第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等		
1	事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	<p>（缶詰された使用済燃料の水冷却池への移送及び貯蔵）</p> <p>第158条 高速炉第1課長は、缶詰された使用済燃料を水冷却池の使用済燃料貯蔵ラックに移送し、貯蔵作業を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) 水中台車及び使用済燃料移送機の作業前点検が完了していることを確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵は、別表第48の第1欄の(1)から(3)に掲げる貯蔵設備に、同表第2欄に掲げる貯蔵能力を超えないように貯蔵すること。</p> <p>(3) 水冷却池内の使用済燃料貯蔵ラック以外の場所に使用済燃料を貯蔵しないこと。</p> <p>(4) 水冷却池水の管理が水冷却池設備により十分行われていることを確認すること。</p> <p>(5) 貯蔵施設からの使用済燃料の盗取防護のため施錠等の措置を講ずること。</p> <p>2 高速炉第1課長は、使用済燃料を貯蔵する水冷却池の状態を週1回以上点検し、水冷却池の水温が42℃以下であることを確認する。</p> <p>※臨界に達しないようにする措置が読めるよう補正を検討する。</p>
2	新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第13号 放射性廃棄物の廃棄		
1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	
2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（液体廃棄物の容器による廃棄）第76条</li> <li>・第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置）第82条</li> </ul> <p>※固型化等の処理については第76条第2項に定めています。</p> <p>2 高速炉第1課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p>
3	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>Q:大洗管理事業へ排出する場合、事業所外廃棄としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外廃棄としている。</li> <li>・第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</li> </ul>

4	<p><u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 (廃液タンクの液体廃棄物の廃棄) 第77条 《途中省略》 3 管理区域管理者は、液体廃棄物を<u>一般排水溝【放出箇所】に排出する場合【頻度】</u>は、放射線管理第1課長の承認を得る。 4 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。【管理方法】 (1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、DCAにおいては別表第25.3【測定項目】に掲げる濃度限度以下になること。 (2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、<u>別表第26【測定項目】</u>に掲げる放出管理目標値を超えないこと。 5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p>
5	<p><u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 (気体状放射性廃棄物の廃棄) 第78条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 2 放射線管理第1課長は、<u>DCAの排気口【放出箇所】</u>における排気中の放射性物質の濃度及び「常陽」の排気口【放出箇所】における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって<u>連続的【頻度】</u>に測定する。 【以降、管理方法】 3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が、<u>別表第27【測定項目】</u>に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。 4 高速炉第1課長は、第1項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、1立方センチメートルあたり1100ベクレル以上の場合、廃ガスタンクに貯留する。 5 高速炉第1課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第1課長の承認を受け廃棄する。 6 放射線管理第1課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第27に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。 7 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果並びに第3項及び第6項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。 8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように努める。</p>
6	<p>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 第2編 放射線管理 (周辺監視区域内外における線量率等の測定)第68条 (環境監視に係る措置)第70条 <u>※許可に環境モニタリングの記載があることから補正を検討する。</u></p>
7	<p>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	

第14号 非常の場合に講ずべき処置		
1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	
2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第3のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 [以下略] ※上記に基づき、緊急時における運転に関する対応を規定している。
3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。	Q：下線部はどこに記載されているか。 第1編 （非常事態における活動） 第26条 現地対策本部は、人命の救助、避難、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。  ・二次文書である「事故対策規則」において見学者等の避難誘導を定めている。
4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	
5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること	
8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	
9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	
第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置		
1	許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	
	(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	Q:どこに記載されているか。 ・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置 （事前措置）第22条 （通報及び応急措置）第23条 （現地対策本部の設置）第24条 （理事長及び関係機関への通報）第25条 （非常事態における活動）第26条 ・第5編 「常陽」管理 （要員の配置）第97条 （警報装置の作動等）第131条 （緊急停止装置の作動等）第132条
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。	Q:どこに記載されているか。 ・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置  ・新規基準に関する事項は、別途申請中の「常陽」新規基準対応の保安規定変更の中で対応する。

	(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。	
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。	Q:どこに記載されているか。 ・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置 ・新規制基準に関する事項は、別途申請中の「常陽」新規制基準対応の保安規定変更の中で対応する。
	(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	Q:どこに記載されているか。 ・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置 ・新規制基準に関する事項は、別途申請中の「常陽」新規制基準対応の保安規定変更の中で対応する。
<b>第16号 記録及び報告</b>		
1	試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	
2	試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	
3	事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	Q:どこに記載されているか。 各業務毎に個別に所長、炉主任への報告が必要なものについて定めている。 例) 第32条(故障等の報告)、第58条(測定により異常を認めた場合の措置)など
4	特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。	
5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	Q:該当なしか ・二次文書として「事故対策規則」、三次文書として「通報連絡基準」を定めており、事故故障等の事象に準ずる重大な事象に対する通報を規定している。
<b>第17号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</b>		
1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	
2	試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	
3	運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	
4	試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	

5	<p>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	
<b>18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</b>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p>	
2	<p>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	
<b>第19号 技術情報の共有</b>		
1	<p>メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章 品質マネジメント計画</li> <li>7.4.1 調達プロセス</li> <li>(1)～(5) [略]</li> <li><b>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</b></li> </ul> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1項参照)</li> <li>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3項及び8.2.4項参照)</li> <li>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3項及び8.2.4項参照)</li> <li>d) 供給者の能力(7.4項参照)</li> </ul> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</li> <li>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</li> <li>c) 必要な処置の決定及び実施</li> <li>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</li> </ul> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>
<b>第20号 不適合発生時の情報の公開</b>		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	
2	<p>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	
<b>第21号 その他必要な事項</b>		
1	<p>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	
2	<p>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	

JAEA大洗南(炉)保安規定 指摘・コメント表(DCA)

※常陽と共通部分について、コメントは省略。

※朱書きが実質的な追加要求事項

第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	コメント
<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する ことについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書につ いて、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められているこ と。 また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	
<p>2 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに 係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	
第2号 品質マネジメントシステム	
<p>1 以下のような事項が明記されていること。 ・品質マネジメントシステムは、設置許可及び廃止措置の認可を受けたところによ るものであること。 ・品質管理基準規則を踏まえて定められていること。</p>	
<p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについ て、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等 原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められているこ と。</p>	
<p>また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、 ・その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること ・定められた内容が、合理的に実現可能なものであること</p>	
<p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされ ていること。</p>	
<p>この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合 には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	
<p>2 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他 保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規 定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系におけ る位置付けが明確にされていること。</p>	
<p>3 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準 規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施 させることとしてもよい。</p>	
第3号 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	
<p>1 第2号に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。<u>廃止措置の</u> <u>段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 ・廃止措置の各段階にあっても、保安活動の実施内容は同等との考えに より、第2号の要求事項に包含される形で規定している。</p>
第4号 廃止措置を行う者の職務及び組織	
<p>1 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な 組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	
<p>2 廃止措置主任者の選任に関すること。 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)と して、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経 験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と 併せて定められていること。 また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位 置付けがなされていること。</p>	
<p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等 原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉 の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子 炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用 等原子炉主任技術者の選任を要しない。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従 事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じ て、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任があ る。</p>	
第5号 廃止措置を行う者に対する保安教育	
<p>1 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する 者を含む。以下「従業員」という。)について、<u>保安教育実施方針が定められてい</u> <u>ること。</u></p>	
<p>2 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 b) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。 c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。 d) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 e) 非常時の場合に採るべき処置に関すること。 f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。 g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 ・別表第4 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育の中で、 「DCAにあつては「運転」を「廃止措置」に読み替える」として規定 しています。</p>

3	従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	
4	従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
<b>第6号 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</b>		
1	試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。	
2	施設の運転上の遵守事項に関すること。	
<b>第7号 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</b>		
	試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	
<b>第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</b>		
1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、 <u>管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</u>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 (通常の管理区域解除) 追加コメント：管理区域の解除（一次管理区域を除く）の規定が読めない。</p> <p>(管理区域の一時解除) 第39条施設管理統括者は、前条に定める区域について、改造工事等の作業を行う場合であって、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第1課長の確認を得るとともに、隣接する管理区域と、さく等で区画し、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けるなどの措置を講じた場合は、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の設定を一時的に解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」においては常陽原子炉主任技術者、DCAにおいてはDCA廃止措置施設保安主務者の同意を得る。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項に基づき管理区域の設定を一時的に解除した区域について、解除に係る要件が終了した場合には、放射線管理部長及び「常陽」においては常陽原子炉主任技術者、DCAにおいてはDCA廃止措置施設保安主務者の同意を得て、管理区域に設定する。</p> <p>4 施設管理統括者は、管理区域の設定の一時解除及び再設定を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第1課長及び当該区域に係る課長に通知する。</p>
2	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	
3	管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	
4	管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	
5	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	
6	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	
7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 (周辺監視区域内運搬) 第73条 [略] 3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第1課長の確認を得る。 (1) 運搬物の表面密度が、別表第22に定める値を超えないこと。 (2) 運搬物及び車両に係る線量率が、別表第23に定める値を超えないこと。</p> <p>(周辺監視区域外運搬) 第74条 [略] 2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。 3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第22及び別表第24に定める値を超えないことを確認する。</p>
8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	
9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	

10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	
<b>第9号 排気監視設備及び排水監視設備</b>		
	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	
	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	
<b>第10号 線量、線量当量、汚染の除去等</b>		
1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	
2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	
3	試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	
4	管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	
5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	管理区域内で汚染のおそれのない区域の設定はない。 （汚染のおそれのない区域としている第2種管理区域は、独立したエリアとなっている。）
6	核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、12号、13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	
7	法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	Q:どこに記載されているか。 ・現状、クリアランスの想定はないため規定していない。
8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	Q:どこに記載されているか。 ・（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）第86条の8
9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	
<b>第11号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</b>		
1	放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	Q:下線部はどこに記載されているか。 第57条（線量率等の測定）及び別表第13（管理区域における線量率等の測定）において、線量当量率等の測定項目等を規定している。  別表第19（DCA放射線管理用機器）において「測定項目※」、「測定線種」及び「指示範囲」を記載している。 ※測定項目の記載：「管理区域内の必要箇所に設置し、線量率を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。」など  第77条（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）及び別表第26（一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値並びに排水中の放射性物質の測定頻度（排水する場合）を規定している。  第78条（気体状放射性廃棄物の廃棄）及び別表第27（気体廃棄物の放出管理目標値）において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放射性物質の濃度（線量告示）及び放出管理目標値、排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより連続的に測定することを規定している。
2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	
<b>第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</b>		
1	事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	
2	新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事項が定められていること。なお、この事項は、第10号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	

第13号 放射性廃棄物の廃棄	
1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
2	放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。
3	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第10号及び第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5	放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。
7	ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。
第14号 非常の場合に講ずべき処置	
1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。
2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。
4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 a) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。
8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。
9	防災訓練の実施頻度について定められていること。

第15号 設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置	
1	<p>a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置 (事前措置)第22条 (通報及び応急措置)第23条 (現地対策本部の設置)第24条 (理事長及び関係機関への通報)第25条 (非常事態における活動)第26条</li> <li>・第4編 DCA管理 (異常時の措置)第93条</li> </ul>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> </ul>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(品質マネジメント計画)第13条 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (保安教育等)第20条 (保安訓練)第21条</li> </ul>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> </ul>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1編 第5章 非常の場合に講ずべき処置</li> </ul>
第16号 第17号 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告	
1	<p>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>
2	<p>試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>
3	<p>事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>
4	<p>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>(故障等の報告) 第32条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、DCAにあってはDCA廃止措置主任者に報告する。 2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p>
5	<p>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p> <p>・二次文書として「事故対策規則」、三次文書として「通報連絡基準」を定めており、事故故障等の事象に準ずる重大な事象に対する通報を規定している。</p>
第18号 試験研究用等原子炉施設の施設管理	
1	<p>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。</p>
2	<p>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>

<p>第19号 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p> <p>メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・第3章 品質マネジメント計画</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1項参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3項及び8.2.4項参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>
<p>第20号 不適合発生時の情報の公開</p>	
<p>1 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	
<p>2 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	
<p>第21号 廃止措置の管理</p>	
<p>1 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	

その他

<p>令和元年12月25日委員会資料7「試験研究用等原子炉施設の審査の改善策等について」3.(3)廃止措置中の試験研究用等原子炉施設における施設の維持管理目的の機器の交換に係る手続きの合理化に係る変更は入れないのか。</p>	<p>現状、想定していないため取り入れていない。</p>
--	------------------------------

第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	コメント
<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する ことについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書 について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められて いること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営 責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	
<p>2 (略)</p>	
第2号 品質マネジメントシステム	
<p>1 以下のような事項が明記されていること。 ・品質マネジメントシステムは、事業の許可を受けたところによるものであること。 ・品質管理基準規則を踏まえて定められていること。</p>	
<p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、<u>廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。 (2) <b>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</b> a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p>
<p>2 また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 5.経営者等の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）を設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て</p>
<p>3 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照） (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p>

	この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	
4	手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	
5	内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。	
<b>第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織</b>		
1	(略)	
<b>第4号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織</b>		
1	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。	
2	廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	Q:どこに記載されているか。 (廃棄物取扱主任者の職務) 第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安（建設段階における保安のために行われる業務を含む。以下この条において同じ。）の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。 <b>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</b> (2)～(13) [略] (指示の遵守等) 第13条 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者は、前条に規定する廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う保安のための指示に従い、及び保安のための勧告を尊重しなければならない。 2 理事長又は大洗研究所担当理事は、廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
3	特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	
<b>第5号 保安教育</b>		
1	廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	
2	従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	
3	従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
4	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
<b>第6号 廃棄物管理施設の操作</b>		
1	廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	Q:どこに記載されているか。 (要員の配置) 第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。
2	廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	
3	操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	
4	廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。	Q:どこに記載されているか。 (作業開始前の点検) 第20条 廃棄物管理課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。 (作業中の巡視) 第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。 (作業終了後の点検) 第22条 廃棄物管理課長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。

5	<p>地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>(5) 医療機関の確保</p> <p>2 [略]</p> <p>◆第107条の事前の措置に基づき、「事故対策規則」(二次文書)を定め、火災等の発生時に講ずべき措置を規定している。</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めるときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するとき、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>◆第4条第7項に基づき作成する手引(廃管-QAM-11 廃棄物管理施設等運転手引 第8章 異常時の措置)において、火災等の発生時に講ずべき措置を定めている。</p> <p>・(自然現象等が発生した場合の措置)第29条の2</p>
<p><b>第7号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保安区域の設定等</b></p>		
1	(略)	
2	(略)	
3	<p>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	
4	(略)	
5	(略)	
6	(略)	
7	<p>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	
8	(略)	
9	<p>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	
<p><b>第8号 排気監視設備及び排水監視設備</b></p>		
1	<p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	
2	<p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p><b>第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</b></p>		
1	<p>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(放射線作業前の措置)</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>(2) 線量を低くするための措置</p> <p>(3) 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第72条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。</p> <p>・二次文書である「大洗研究所放射線安全取扱手引」に個人線量計の管理の方法を規定している。</p>

2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神の通り、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	
3	廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	
4	(略)	
5	(略)	
6	核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	
7	原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	
8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日 原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	
9	(略)	
<b>第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</b>		
1	放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	Q:下線はどこに記載されているか。  第64条（線量当量率等の測定）及び別表第6-7（管理区域における線量当量率等の測定）において、線量当量率等の測定項目等を規定している。  （放射線測定機器） 第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。 第2放射線管理第2課長は、別表第6-18及び別表第6-19に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。 別表第6-17 周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器 別表第6-18 放射線測定機器及び測定箇所 別表第6-19 放射線測定機器及び設置箇所  ◆別表第6-17～18に使用方法（測定及び評価の方法を含む。）として、「測定目的※」、「測定線種」及び「指示範囲」を記載している。 ※測定目的の記載：「周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視、排気中の放射性塵埃濃度の連続監視」など
2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。	
<b>第11号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</b>		
1	事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。	
2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	Q:固型化：どこに記載されているか ・（液体廃棄物の処理）第50条  Q:事業所外廃棄：該当なしか。 ・該当なし
3	放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	Q:該当なしか ・該当なし
4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	Q:どこに記載されているか。 （液体廃棄物の処理） 第50条《途中省略》 2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝【放出箇所】へ放出しようとするとき【頻度】は、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。 （液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値） 第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第6-14【測定項目】に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。 （液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定） 第83条 放射線管理第2課長は、第50条第2項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。【管理方法】 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、廃棄物管理施設の3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長に通知しなければならない。 3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。  別表第6-14 液体廃棄物の放出管理目標値

5	<p>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。  (気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)  第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理しなければならない。  (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)  第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。  2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。【管理方法】  3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>別表第6-18 放射線測定機器及び測定箇所【放出箇所、頻度、測定項目】</p>
6	<p>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。  (周辺監視区域内外における線量等の測定)  第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水清出口における排水中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。  2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。  3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>別表第6-15 周辺監視区域及びその周辺区域における空気吸収線量率の測定  別表第6-16 環境試料中の放射性物質濃度の測定</p> <p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)  第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項及び第2項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。  2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。  3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。  (1) 原因の究明  (2) 原因の究明後の復旧  4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。  5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。  6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p>
7	<p>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	
第12号 非常の場合に講ずべき処置		
1	<p>(略)</p>	
2	<p>緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	
3	<p>(略)</p>	
4	<p>緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p>	
5	<p>(略)</p>	
6	<p>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。  (1)・(2) (略)  (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	
7	<p>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	
8	<p>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	
9	<p>(略)</p>	

第13号 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置	
1	<p>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p>
	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>第3章 運転管理</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置) 第28条</p> <p>(巡視等において異常を認めた場合の措置) 第29条</p> <p>(自然現象等が発生した場合の措置) 第29条の2</p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第30条</p> <p>第9章 非常事態の措置</p> <p>(事前の措置) 第107条</p> <p>(現地対策本部の設置) 第112条</p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報) 第115条</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止) 第4条に基づき作成する以下の手引・要領に規定している。</p> <p>・廃管-QAM-11 廃棄物管理施設等運転手引 第8章 異常時の措置</p> <p>・環境保全部現場対応班活動要領 第5章 事故発生時の初期対応 第6章 事故対応</p> <p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・(自然現象等が発生した場合の措置) 第29条の2</p> <p>地震、竜巻、火山の噴火、森林火災、その他外部火災又は爆発に係る措置を記載している。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>(2) 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>(3) 消火器、消火砂などを配置すること。</p>
	<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p> <p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>(品質マネジメント計画) 第13条の2 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(放射線業務従事者に対する保安教育) 第120条</p> <p>(放射線業務従事者以外の者に対する保安教育) 第121条</p> <p>(保安訓練) 第122条</p>
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>第9章 非常事態の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>(3) 機内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>(5) 医療機関の確保</p> <p>2 [略]</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止) 第4条に基づき作成する以下の要領に規定している。</p> <p>・環境保全部現場対応班活動要領 第17条 (通信設備、防護機材等の維持管理)</p>
	<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>第9章 非常事態の措置 (事前の措置)</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止) 第4条に基づき作成する以下の通達に規定している。</p> <p>・環境保全部現場対応班活動要領 第2章 事故時の体制</p>
第14号 記録及び報告	
1	<p>廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>
2	<p>廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p>
3	(略)
4	(略)
5	(略)

<b>第15号 廃棄物管理施設の施設管理</b>	
1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。
2	廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。
	事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。
	廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関する変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。
	長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。
	使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。
<b>第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価</b>	
1	廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。
2	廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。
<b>第17号 技術情報の共有</b>	
1	(略)
<b>第18号 不適合発生時の情報の公開</b>	
1	(略)
2	情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。
<b>第19号 その他必要な事項</b>	
1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2	保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。